

特定施設の設置について

久御山町公共下水道に接続されている事業所が特定施設を設置する場合や、特定施設がある事業所が公共下水道に接続する場合は特定施設設置届等の提出が必要です。提出部数はすべて原本 3 部控えが必要な場合は 4 部（一部コピー可）提出して下さい。

○公共下水道に接続されている事業所が新しく特定施設を設置する場合

提出書類

☆特定施設設置届出書（様式第 6－第 8 条関係）

特定施設の設置工事の 60 日前に提出して下さい。

なお、設置工事の 60 日前に提出出来ない場合は、遅延理由書が必要となります。

○特定施設がある事業所が公共下水道に接続する場合。

提出書類

☆特定施設使用届出書（(様式第 7－第 12 の 3 第 3 項条関係）

公共下水道に接続する工事着工の 30 日前に提出して下さい。

○届出をした特定施設の構造等を変更する場合。

提出書類

☆特定施設の構造等変更届出書（様式第 8－第 10 条関係）

構造等を変更する工事の 60 日前に提出して下さい。

なお、変更工事の 60 日前に提出出来ない場合は、遅延理由書が必要となります。

○届出をした氏名（名称、住所、所在地）に変更があった場合。

提出書類

☆氏名変更等届出書（様式 10－第 12 条関係）

変更後 30 日以内に提出

○特定施設の使用を廃止した場合。

☆特定施設使用廃止届出書（様式第 11 条－12 条関係）

廃止後 30 日以内に提出

○特定施設に係る届出者の地位を継承した場合。

提出書類

☆継承届出書（様式第 12－第 12 条関係）

継承してから 30 日以内に提出

○公共下水道の使用を開始するとき。

提出書類

☆公共下水道使用開始（変更）届（様式第 4－第 6 条第 1 項関係）

☆公共下水道使用開始届（様式第 5－第 6 条第 2 項関係）

○特定施設の設置届等を提出してから工事にかかれる期間を短縮する場合。

提出書類

☆期間短縮願

様式第 6 及び様式第 8 の提出時